

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	大気汚染防止法	法令の番号	昭和43年法律第97号				
不利益処分の種類	ばい煙発生施設に係る改善命令・使用一時停止命令	根拠条項	第14条第1項				
処分基準	<p>(1) 処分を行う場合                  大気汚染防止法施行規則に定める方法により測定したばい煙量又はばい煙濃度が排出口において、排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合において、処分を行う。</p> <p>(2) 処分の内容、程度                  期限を定めてばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又はばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずる。</p>						
	対応区分	1 弁明の機会の付与 2 聴聞の実施	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	目次NO